

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

吉賀町の人口は、国勢調査によると昭和35(1960)年13,876人であった総人口が合併10年目という節目を迎えた平成27(2015)年には6,374人と55年間の間に54.1%減少し、令和2年の時点で総人口は6,077人、そのうち年少人口576人(9.5%)、生産年齢人口2,778人(45.7%)、高齢者人口2,723人(44.8%)となっている。今後も少子化に伴い人口の維持・拡大はさらに厳しい状況になると見込まれる。(令和2年国勢調査)

吉賀町の就業者数は減少の一途を辿っており、令和2年の時点で就業者数の総数は3,102人、そのうち第1次産業393人(12.7%)、第2次産業884人(28.5%)、第3次産業1825人(58.8%)となっている。かつての基幹産業であった農林業を中心とした第一次産業は、国の農業政策の転換や、農業従事者の高齢化、後継者不足、公共土木事業の増加や進出企業による生産活動等により就業者数が減少してきた。近年は定年帰農者、都会からのUIターン者があるものの、高齢化により減少に歯止めがかからず、担い手の減少による耕作放棄地の増加が懸念される。第二次産業の就業者数は建設業、製造業ともに横ばいに転じている。しかし、慢性的な人材確保に苦慮しており、大きな問題となっている。第三次産業の就業者数は医療、福祉サービス関連業への就業者が増加傾向にあり、技能実習生等の外国人雇用増加が一因し、総数は横ばいに転じている。ただ、小売・サービス業は、後継者がいない事業所は廃業に向かっている状況。逆に後継者が存在している事業所は、補助事業を活用し新たな事業に取り組んでいる。(令和2年国勢調査)

#### (2) 目標

先端設備等導入計画の認定件数 2件

#### (3) 労働生産性に関する目標

現在町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

従って、吉賀町では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を施すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

多くの事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

製造業、サービス業など多様な業種が吉賀町の経済、雇用を支えており、広く生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、省エネの推進等、多様である。従って本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年、4年、又は5年間とする（設備投資から効果が現れるまで長期間を有する場合もあるため）。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定をしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。